

## 第11節 避難行動要支援者安全確保体制整備計画

第1項 避難支援に必要な情報の整理	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 医師会
第2項 社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 医師会
第3項 在宅の避難行動要支援者対策	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 介護保険課
第4項 外国人等への支援対策	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 総合窓口課 <input type="checkbox"/> 商業観光課 <input type="checkbox"/> 情報政策課
第5項 避難行動要支援者への防災教育等の実施及び連携体制整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 消防本部

### 【基本方針】

高齢者や傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などの、災害時に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。

そのため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」<sup>\*1</sup>（平成25年8月）や県の「災害時要援護者支援対策マニュアル」<sup>\*2</sup>に則り策定された「行橋市避難行動要支援者支援計画」にしたがって、校区毎の避難行動要支援者に関する現状把握を含め、高齢者や障がい者、未来を担う子ども達等の安全確保に努めるとともに地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指し、以下の方針により避難行動要支援者の安全確保に努める。

#### 1) 計画の体系

市は避難行動要支援者の安全確保体制について、次に示す(1)～(4)の対策に大きく分類して体制の整備に努める。

避難行動要支援者の安全確保体制の整備	(1) 社会福祉施設、病院等の対策
	(2) 在宅の避難行動要支援者対策
	(3) 外国人等への支援対策
	(4) 避難行動要支援者への防災教育・訓練の実施

\*1 : <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf>

\*2 : [http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/manual/yoengosha\\_manual1.pdf](http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/manual/yoengosha_manual1.pdf)

2) 発生時間と対策の対応

災害の発生時期は事前には特定できないため、休日や夜間あるいは早朝等考える最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

3) 行政と地域住民との協力体制の整備

広範な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域住民が協力し、一体となって避難行動要支援者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため、避難行動要支援者の安全確保においても自主防災組織等や自治会、近隣住民や民生委員・児童委員等の協力が得られる体制の整備に努める。

4) 避難行動要支援者としての外国人に対する配慮の必要性

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人が増加し、またアジア地域の人々が増える等多様化してきている。こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性が高まってきている。したがって、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等の実施を検討する。

## 第1項 避難支援に必要な情報の整理

### 【計画目標】

市は、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）や県が作成した「災害時要援護者避難支援マニュアル」に則り策定された「行橋市避難行動要支援者支援計画」にしたがって次のような要支援者台帳の作成や具体的な避難支援体制について詳細な検討を行い、その体制を確立して避難行動要支援者の安全な避難誘導體制の整備に努めるものとする。

### 1. 避難支援等関係者

地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しを行う。その際、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促す。また、避難支援者に関しては、地域に根差した幅広い団体の中から、年齢要件等にとらわれず、地域の実情により決定する。

### 2. 避難行動要支援者名簿の作成等【資料編\*Ⅱ.3.13、資料編\*Ⅱ.3.14】

#### (1) 避難支援計画の対象者の把握

##### 1) 市での情報の集約

市において、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

\*資料Ⅱ.3.13「避難行動要支援者名簿（例1）」

\*資料Ⅱ.3.14「同意を得るための様式例（例2）」

また、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要であるため、適正な情報管理を行う。

2) 県からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求め、積極的に必要な情報の取得に努める。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼または提供であることを、書面をもって明確にする。

(2) 要支援者名簿の作成、及び個人情報の適正管理

1) 避難行動要支援者の範囲

高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲については、①要介護3以上の方、②身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方、③療育手帳の交付を受けている知的障がいを持たれている方、④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方とする。

高齢者や障がい者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、①警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することとする。

円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者かについては、同居家族の有無なども要件の一つになり得る。ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではない。また、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する。

2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

<b>《 要支援者名簿 記載事項 》</b>
a. 氏名
b. 生年月日
c. 性別
d. 住所または居所
e. 電話番号その他の連絡先
f. 避難支援等を必要とする事由
g. 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

4) 市における情報の適正管理

市において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。そのため、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。

2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかける。その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障がい者団体等とも連携するなど対応を工夫しておく。

避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行う。

同意は、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。また、重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有

していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行う。

避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できるよう対策を検討する。

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずる。

### 3. 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用の検討

#### (1) 避難のための情報伝達

##### 1) 避難準備情報等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

ア. 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

イ. 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

##### 2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を用いた緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、多様な情報伝達の手段を確保する。さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

< 情報伝達の例 >

聴覚障がい者：FAX による災害情報配信（聴覚障がい者用情報受信装置）

視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信字幕放送・解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

(2) 避難行動要支援者の避難支援

1) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

また、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市等は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2) 避難支援等関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要なた支援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、改正災対法における守秘義務違反には当たらない。

なお、避難支援等の支援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」に該当しない。

4) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア. 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

そのため、市は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、市は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意する。

イ. 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができる。また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組む。

ウ. 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなること、また、介護者自身も負傷や高齢、障害により発災時は支援が必要となることも想定される。そういった状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねない。そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、市は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をする。

安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講ずるよう努める。そのため、適切に安否確認がなされると考える福祉事業者、障がい者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおく。

また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。市の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に連携していく。

避難行動要支援者に該当しない者であっても、発災または発災のおそれがあるときに、地域の高齢者や障がい者等を対象とした見守りのための名簿等を別途作成・活用し、安否確認を行うことが考えられる。また、福祉事業者や障がい者団体等と、避難行動要支援者に該当しない者の安否確認を行うための協力体制等について、あらかじめ協定を結んでおき、それら団体等と連携し、発災後の安否確認を行う。

(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ地域防災計画または避難支援計画に規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行う。その際、名簿情報を避難所生

活後の生活支援に活用できるよう引継ぐこととする。

#### 2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の運送について協定を結び避難支援計画に規定する。発災後は、避難行動要支援者の運送の責任者となった者が中心となってあらかじめ定めた避難支援計画に基づき、避難場所から避難行動要支援者を運送する。

### 4. 個別計画の策定に向けた検討

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画の策定を検討する。

個別計画の策定にあたって、以下の事項を参考とし、必要な対応をとる。

#### (1) 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

市は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人ひとりの個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めていく。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せよう、避難支援等関係者に協力を求める。

#### (2) 具体的な支援方法に関する調整

市やコーディネーターとなる民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、市や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録する。

<具体的な支援方法例>

- ・発災時に避難支援を行う者
- ・避難支援を行うにあたっての留意点
- ・避難支援の方法や避難場所、避難経路
- ・本人が不在で連絡が取れない時の対応 等

#### (3) 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング

避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングを行うため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者に対応するかについては、地域の実情を踏まえつつ、市または市から避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者がその調整を行う。その際、避難支援等の実効性を高める観点から、以下の点に留意する。

- 1) 一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完し合いながら避難支援に当たること



2) 一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと

(4) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

市は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないように、避難支援等関係者に説明する。

## 5. 避難行動支援に係る共助力の向上

(1) 避難行動支援者連絡会議（仮称）の設置

1) 構成

市においては、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動支援者連絡会議（仮称）の構成にあたっては、防災部局及び福祉部局が中心となり、保健関係部局、地域づくり担当部局等も参加した横断的な組織で構成する。

また、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくにあたっては、必要に応じ避難支援等関係者の参加を得ながら進めていく。

2) 検討事項

発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておく。

(2) 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

1) 要配慮者への研修等

高齢者、障がい者自身が避難について考え、発災時または発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を通じて促しておく。

2) 避難支援等関係者の研修

地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成する。

(3) 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていく。

その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努め、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討する。

(4) 民間団体等との連携

災害が発生し、または発生するおそれが生じた場合においては、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意していない避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者その他の者に提供できるとしている。このような場合においては、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障がい者団体、民間の企業等の力を借りることも有効な方

策の一つであることから、地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶなど、必要な連携を図る。

#### (5) 防災訓練

- 1) 防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておく。
- 2) 避難行動要支援者名簿を活用したり、障がい者団体等と連携したりするなどして、企画段階から避難行動要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充する。また、避難行動要支援者が訓練に参加することは、各参加者が、例えば車いすなどへの対応を実際に経験することにより、避難行動要支援者について理解する観点からも重要である。さらに、避難行動要支援者も参加した防災訓練を実施する際、発災時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声等でも提供すること、分かりやすい内容で作成することなど、避難行動要支援者一人ひとりの防災意識を高める。
- 3) 市は、考えうる様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員・児童委員や消防団、自主防災組織、自治会、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・者の参加を得ながら実施する。

## 第2項 社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策

【現況】 【資料編\*Ⅰ.5.4、資料編\*Ⅰ.5.7、資料編\*Ⅱ.3.15、資料編\*Ⅱ.3.16】

市内には、授産施設や老人ホーム、グループホーム等の社会福祉施設が55施設、保育園や幼稚園、児童クラブ等が36施設、総合的な病院が6施設と多くの避難行動要支援者施設が存在している（H25年度時点）。

これらの避難行動要支援者施設は、その多くが浸水想定区域ともなっている市中心部に集中している傾向が見られ、また一部では土砂災害警戒区域等の指定区域内に位置しているものもある。土砂災害警戒区域等に位置する施設の名称・所在地を資料編に示す。

\*資料Ⅰ.5.4「避難行動要支援者施設及び浸水想定区域図」

\*資料Ⅰ.5.7「避難行動要支援者施設及び土砂災害危険箇所位置図」

\*資料Ⅱ.3.15「避難行動要支援者施設一覧表」

\*資料Ⅱ.3.16「災害危険箇所内の避難行動要支援者施設及び情報伝達方法」

《災害危険箇所内の避難行動要支援者施設総括表》					
《浸水想定区域内の施設一覧》					
校区	社会福祉施設	保育園・託児所	児童クラブ	幼稚園	計
行橋	7	3	1		11
行橋南	3	1	1	1	6
行橋北	4	1		1	6
養島			1		1
今元	6	1	1	1	9
仲津					0
泉	2				2
今川	6	1			7
稗田					0
延永	4	1			5
椿市	1				1
計	33	8	4	3	48
《土砂災害警戒区域・特別警戒区域内の施設一覧》					
校区	社会福祉施設	保育園・託児所	児童クラブ	幼稚園	計
行橋					0
行橋南					0
行橋北					0
養島					0
今元					0
仲津					0
泉	2				2
今川					0
稗田					0
延永					0
椿市					0
計	2	0	0	0	2

【計画目標】

1. 組織体制の整備

(1) 市の役割

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等との連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制を整備する。

その他、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設、幼稚園及び病院等の管理者の役割

寝たきりの高齢者や身体障がい者、傷病者及び乳幼児等いわゆる「避難行動要支援者」が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。また、施設相互間や自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

## 2. 防災設備等の整備

### (1) 市の役割

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の避難行動要支援者の安全確保のための防災設備等の整備や、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

### (2) 社会福祉施設、介護老人保健施設、幼稚園及び病院等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

## 3. 災害危険区域や浸水想定区域内の避難行動要支援者施設の指定

市は、災害危険区域や浸水想定区域内の避難行動要支援者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、施設の名称及び所在地について、地域防災計画において定めるものとする。

## 4. 土砂災害警戒区域内の避難行動要支援者施設における警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法第7条において「警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に 防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める」こととされている。その具体的な内容は以下のとおりであるが、市はこれらについて県や関係機関と協力して計画を検討しておくこととする。

### (1) 土砂災害警戒区域及びその発生原因となる自然現象の種類（6条2項）

### (2) 土砂災害に関する情報等の伝達方法（7条2項）

1) 土砂災害に関する情報の整理

2) 伝達手段と伝達経路

### (3) 避難所に関する事項（7条3項）

1) 土砂災害の現象を考慮した避難所の選定と避難方法

2) 施設利用者の特性に応じた避難援護方法

### (4) 円滑な警戒避難を確保するうえでの必要な事項（7条3項）

1) 土砂災害に関するハザードマップ、防災マップ配布、ホームページ等での公開

2) 防災関連部局と福祉関連部局の連携方法

## 5. 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

市は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び、社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難所（避難場所）及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

## 6. 幼稚園等対策

市は、幼稚園・保育園の施設の管理責任者を指導または支援し、災害時における幼児

の安全確保方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等、防災訓練に係る計画的な実施に努める。

### 第3項 在宅の避難行動要支援者対策

#### 【現況】

避難行動要支援者の対象となる65歳以上の高齢者人口は約18,500人(平成25年住民基本台帳)で、高齢化率は25%となっている。高齢化の進行に伴って、避難行動要支援者数の増加、特に寝たきり老人や独居老人といった何らかの支援を要する者(以下、「在宅要支援者」という。その他、自宅療養者や障がい者等を含む。)は、確実に増加することとなる。在宅要支援者の所在や人員等については、現況把握やその組織体制の設備充実を図っているところであるが、高齢化率の高い葦島校区や椿市校区など、古くからの集落では多くの民家が土砂災害警戒区域等に立地しており、特に注意を要する状況下にある。

#### 【計画目標】

##### 1. 組織体制の整備

市は、在宅要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で在宅要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。

##### 2. 在宅要支援者の所在の把握と適切な情報管理

市は、災害時に速やかに在宅要支援者の安否を確認するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)や、県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を参考とし策定された「行橋市避難行動要支援者支援計画」にしたがって、平常時から在宅要支援者の所在の把握や情報の共有に努めるものとする。なお、個人情報の取り扱いに十分配慮するとともに、情報の管理については、あらかじめ台帳の様式の統一化、情報更新時の相手同意の確認、情報開示や情報にアクセスできる担当者の制限等の各種運用ルールを整備するとともに、情報の管理体制を明確にしておくこととする。

##### 3. 防災設備等の整備

市は、在宅要支援者の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進や要支援者の避難支援者との緊急連絡体制の確立に努める。また、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。

##### 4. 在宅要支援者を考慮した防災基盤の整備

市は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び在宅要支援者の居住場所等を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

## 第4項 外国人等への支援対策

### 【計画目標】

#### 1. 外国人の支援対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難所等の情報提供体制の整備を図る。

また、避難所標識や避難所案内板等の多言語化やマークの共通化(平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマークや国土交通省において定められた洪水関連図記号等のユニバーサルデザイン化されたマークや記号)に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、県の国際交流センター等との連携を図り、外国語を話すことができる通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

#### 2. 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるので、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。このためホテル・旅館等の施設管理者は、市や防災関係機関等と連携し、災害の状況に応じた避難所、避難路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるものとする。

また、市は災害発生時に旅行者の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

## 第5項 避難行動要支援者への防災教育等の実施及び連携体制整備

### 【計画目標】

#### 1. 防災教育、防災訓練の実施

市及び消防本部は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

#### 2. 避難行動要支援者避難支援のための連携体制等の整備

市及び消防本部は、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者や避難支援者等と協力して、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難支援体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。